

事業者排出量削減計画書 (新規・変更)

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	京丹後市峰山町杉谷889番地					
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	京丹後市長 中山 泰					
事業者の主たる業種	地方自治体					
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))					
計画期間	平成20年 4月 ~ 平成23年 3月					
基本方針	エネルギー消費量の抑制、廃棄物焼却量の抑制、下水汚泥焼却量の抑制等により、平成19年度比15.1%以上の温室効果ガス排出量削減を目指す。					
推進体制	市長を本部長とする京丹後市地球温暖化対策本部及び各部署代表課長を構成員とする地球温暖化対策推進委員会を設置し、実行計画の進捗管理を行う。					
	環境マネジメントシステム名称					
	適用範囲					
取得年月日						
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	計画内容			
	20-22	電気使用量	全体で0.36%以下の増加に抑制(污水处理事業以外では3.48%削減)			
	20-22	燃料使用量(灯油)	暖房用に使用する灯油を0.72%以上削減			
	20-22	燃料使用量(灯油)	廃棄物焼却事業等で使用する灯油を7.08%以上削減			
	20-22	燃料使用量(LPG)	庁舎において給湯器やコンロに使用するLPGを4.5%以上削減			
	20-22	燃料使用量(LPG)	上記以外のLPG使用量を5.04%以上削減			
	20-22	燃料使用量(重油)	重油類の使用量を5.1%以上削減			
	20-22	燃料使用量(軽油)	公用車燃料以外の軽油の使用量を5.82%以上削減			
	20-22	燃料使用量(公用車)	公用車燃料(ガソリン・軽油)の使用量を2.76%以上削減			
	20-22	一般廃棄物焼却量	一般廃棄物の焼却処理量を5.1%以上削減			
	20-22	一般廃棄物焼却量	上記のうち廃プラスチックの焼却量を9.06%以上削減			
	20-22	汚泥焼却量	し尿・浄化槽汚泥の焼却量を11.46%以上削減			
20-22	汚泥焼却量	下水道汚泥の焼却量を47.1%以下の増加に抑制				
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) (19)年度 (二酸化炭素換算)	目標年度(計画) (22)年度 (二酸化炭素換算)	増減率 (計画)		
	A 事業所等排出区分	14,980 t	15,169 t	1.3 %		
	B 輸送車両排出区分	t	t	%		
	C その他排出区分	12,663 t	8,105 t	-36.0 %		
	排出合計	*1 27,643 t	*2 23,274 t	-15.8 %		
目標設定の考え方	特に、一般廃棄物(廃プラスチック)の分別収集の徹底を行うなど、施設施設からの温室効果ガス排出削減を行う。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度(実績)	目標年度(計画)	増減率(計画)	
		二酸化炭素換算			%	
		二酸化炭素換算			%	
		二酸化炭素換算			%	
原単位の指標及び計画数値設定の考え方						
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度(計画)				
		取組量等		(二酸化炭素換算)		
	森林の保全及び整備	(整備面積)	ha	(吸収量)		t
	府内産の木材の利用	(利用量)	m ³	(削減量)		t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(発電量)	kwh	(削減量)		t
		(熱供給量)	GJ	(削減量)		t
	グリーン電力の購入	(購入量)	kwh	(削減量)		t
	家庭における温室効果ガス排出量の削減効果分の購入	(購入量)	t	(削減量)		t
削減量等合計			*3	t		
差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度(実績)	目標年度(計画)	増減率(計画)			
	1 27,643 t	()2-(*)3 23,274 t	-15.8 %			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	特になし					
特記事項	指定管理者移管施設は除く。					

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、〇〇工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標(生産数量、延べ床面積、走行距離等)を記入してください。
 5 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。